諮問書

佐市資産第　６２０号
平成１９年２月１６日

佐賀市個人情報保護審査会
会長　村　上　英　明　様

佐賀市長　秀　島　敏　行

佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

１．諮問内容
固定資産地図情報及び登記情報の目的外利用について

２．目的外利用申請課
別紙のとおり

３．目的外利用を行う保有個人情報の内容
別紙のとおり

４．目的外利用を行う保有個人情報の利用方法
別紙のとおり

５．目的外利用による効果
別紙のとおり

６．利用開始日
平成１９年４月１日

別紙

○固定資産地図情報及び登記情報の目的外利用一覧

利用申請課	利用を行う保有個人情報の内容	利用を行う個人情報取扱事務の名称	利用の目的及び理由、利用方法	利用による効果等	参照
道路課	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積	佐賀市道管理業務	市道に関する各申請に対し、地番現況図と登記情報を利用して、市道区域特定の参考にする。	登記情報、現況の確認ができるため、管理業務を行う上で適正な判断がしやすくなり、市民サービスの向上が期待できる。 地番現況図及び登記情報を本業務に利用しないと、業務遂行の上で判断に時間を要するため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。	資料１
建築課	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積	都市計画法第２９条開発許可業務 建築基準法業務	(1) 既存宅地の確認 既存宅地の証明に対し、地番現況図と登記情報を利用して、証明発行や発行以降の既存宅地の管理の参考にする。 (2) 現況地の情報把握、(3) 建築基準法関連 建築に関する相談受け付け業務、確認申請審査業務に対し、地番現況図と登記情報を利用して、的確なアドバイス、審査をする際の参考にする。	登記情報、現況の確認ができるため、事務効率の向上が期待できる。また市民へ的確なアドバイス等ができるようになり、市民サービスの向上も期待できる。 地番現況図及び登記情報を本業務に利用しないと、的確なアドバイスができないため、各担当窓口への案内等が不効率となり、時間や経費の面でも本人に負担をかけることとなるため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。	資料２
管財課	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積	普通財産管理業務	普通財産の管理業務にあたり、地番現況図と登記情報を利用して、普通財産図や台帳を作成・管理する際の参考にする。	登記情報、現況の確認ができるため、財産図・台帳作成に関し事務効率の向上が期待できる。また、市民への迅速な対応が可能となり、市民サービスの向上が期待できる。 地番現況図及び登記情報を本業務に利用しないと、業務遂行の上で判断に時間を要するため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。	資料３
下水道企画課	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積	下水道受益者負担金（分担金）賦課徴収業務	下水道受益者負担金の賦課徴収業務を行う上で、地番現況図と登記情報を利用して、下水道の接続可能となる家屋を把握するための参考とする。	登記情報、現況の確認ができるため、所有者等の把握も迅速・正確にできるようになり、事務の軽減・適正な賦課が期待できる。 地番現況図及び登記情報を本業務に利用しないと、利用申請課は改めて本人から収集しなければならない等、時間や経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。	資料４
河川砂防課	地番現況図（形状及び地番）	河川水路管理業務	河川水路の工作物設置・占用許可を行う上で、法務局で交付される字図では、判断に迷うこともあるので、地番現況図を利用して、より正確な判断をする際の参考にする。	現況の確認ができるため、設置・占用許可等の際により正確な判断ができるようになり、市民サービスの向上が期待できる。 地番現況図を本業務に利用しないと、業務遂行の上で判断に時間を要するため、利用する必要がある。また、利用申請課の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開される恐れはない。	資料５

個人情報の内容　１．地番現況図　固定資産税の業務遂行の参考資料として作成した地図。佐賀市では、国土調査済地区の地図と未済地区の地図を１枚にして利用している。
国土調査済地区については、法務局で閲覧できる地図（地籍図）と同程度の精度を有する地図であるが、未済地区については航空写真等をもとに独自に作成した地図である。

２．登記地目・登記地積　不動産登記簿の表題部の記載事項と同内容のものを保有している。
市町村長は、登記所からの通知を受けた場合は、課税台帳に記載しなければならない。

ＧＩＳ統合による地図情報目的外利用上の問題点と注意点

資産税課

はじめに

ＧＩＳ統合による地図情報の取得は業務上非常に便利で効率的な作業といえます。

一方、安易な使い方をすると、個人情報の流出や市民に多大な誤解を与えることになり、修復に時間と労力を費やし困難な状況になることが予想されます。

そこで、地図情報の現状を理解され、慎重な利用をお願いします。

１．　地番現況図の特徴

・ 国土調査済地区と未済地区の地図を１枚にして作成している。

　国土調査済地区については、ほぼ法務局の字図と同じであるが、二地目課税等の課税上の線を入れているので、地番と筆の形状が法務局の字図とは違う土地もある。

　国土調査未済地区については、航空写真をもとに課税のために独自で作成した地図なので、法務局の地図とは違う。

・ 航空写真と地番現況図を重ねてしまうと、写真と地番が一致しないため、筆界の問題等混乱を招く恐れがある。

２．　地番現況図の取扱いの注意点

上記２．の特徴を踏まえて以下の点を厳守してください。

・ 場所の確認程度に使用し、印刷不可。

・ 市民への閲覧は厳禁。

※毎年４月、地番現況図を使用する課の課長より、上記２点を厳守する旨の誓約書の提出をお願いする予定です。

３．　今後の方針について

国土調査済地区については、印刷が可能にできるよう、技術的な面で、検討中です。

資料 1

様式第３号（第４条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成１９年　２月　９日

資産税課長　益 田 義 人　様

道路課長　吉 原 義 人　印

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	佐賀市道管理業務
個人情報の内容	地番現況図の形状、地番、登記地目、登記地籍
利用業務名及び利用目的	市道の工作物設置・占用許可等の管理業務を行う際に、地番現況図を参考して利用したいため。（別紙）
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号を適用 第１号に該当する場合の根拠法令等 （　　）
利用区分	■電子計算機処理に係る保有個人情報 □手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	１９年　４月　１日　～　　年　　月　　日
利用方法	■継続事務（経常）　□継続事務（定例）　□臨時事務

別紙

1．利用の目的及び理由、利用方法

佐賀市には約 3,400 路線の認定市道があり、占用、道路法第 24 条工事承認及び境界査定等で年間 1,000 件以上もの申請があっている。

これらの申請に対する道路区域の特定には、法務局の字図を利用しているが、字図と現地の形状が一致せずに判断に迷うことが多い。

また、市道敷きには個人所有の土地が含まれていることも少なくなく、さらに区域の特定が困難である場合もある。

このようなことから、申請箇所の特定する際に地番現況図を参考にしたいと考える。

2．利用による効果

申請書を受理後、必要であれば法務局で字図を閲覧することになるが、仕事のスケジュール上、数日の時間を要することもあり、さらに法務局での調査の結果、申請地が市道区域外であった場合は、申請者に申請の取下げをしていただくことがある。

地番現況図を参考にできれば、受付時にある程度の判断ができるため、許可までに要する時間を大幅に短縮でき、市民サービスの向上並びに事務の効率化が期待できる。

資料 2

様式第３号（第４条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成１９年2月１３日

（あて先）（所管課）資産税課長　益田　義人

（利用課）　建築課長　納富　邦夫

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	都市計画法第２９条開発許可業務等及び建築基準法業務
個人情報の内容	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積
利用業務名及び利用目的	別紙のとおり
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号を適用 第１号に該当する場合の根拠法令等 （　　）
利用区分	■電子計算機処理に係る保有個人情報 □手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	１９年　４月　１日　～　　年　　月　　日
利用方法	■継続事務（経常）　□継続事務（定例）　□臨時事務

別紙

１．利用の目的及び理由、利用方法

(1) 既存宅地の確認

市街化調整区域において専用住宅等の建築物を建築できるかどうかを判断するにあたり、その土地が既存宅地（市街化区域と市街化調整区域が線引きされた日（S46.7.6）以前から現在まで宅地である土地）に該当するかどうかが重要となってくるが、その事実を確認する代表的な方法として、下記の方法が挙げられる。

① 過去、既存宅地の証明書が発行されていないか確認する。

② 線引き当時から現在までの登記地目を登記簿謄本により確認する。

③ 線引き当時から現在までの課税地目を既存宅地用課税証明により確認する。

④ 線引き当時の航空写真と法務局公図との重ね合わせ図を作成する。

上記①のように、既存宅地であることの証明書が発行されている土地の場合であっても、発行日以降に、地目変更や証明されていない土地が合筆されていないか確実に確認する必要があるため、登記地目や登記地積を参考にしたい。

また、上記④については、事前に、1/2500 の航空写真測図を 1/500 に拡大コピー（一度では１/500 にできないので、まず 250 倍に拡大し、これをさらに 200 倍に拡大する）したものと法務局公図（1/500）を重ね合わせ、該当する土地に建物が重なるかどうかを確認している。

(2) 現況地の情報把握

建築物の建築相談を受ける上では、土地利用計画を立てる際の的確なアドバイスと各種法令の規制についての説明をする必要があるが、そのためには、下記のように現況地における情報をできるだけ正確に把握することが重要となる。

① 住宅地図や航空写真では、財産上の地形までは把握できないため、地番現況図による確認が必須である。

例：相談地内や周囲に里道や公有水面がある場合は、道路課や河川砂防課などの管轄する課へ相談するよう指示を行う必要がある。

② 地目、地積により法令上の規制がかかる可能性があるので、登記情報の確認が必須である。

例１：現況は宅地でも登記地目が農地であれば農地法の適用となるため農業委員会へ相談するよう指示を行う必要がある。

例２：都市計画法による許可要件に地積制限のあるものについて、相談地の地積の確認を行う等。

(3) 建築基準法関連について（確認申請等）

建物を建てる場合は、市民、設計者等より「当該建物が建築基準法に適合しているか」、「増築等可能か」などの相談を受けている。さらに、建築確認申請書（建物を建てる時に当課に提出）において、配置計画図の添付は法的に規制されているが、その図中に虚偽、錯誤（公有水面や里道を削除）があった場合に確かめる手段がない。

手続きとして適正なものであるとしても、現実的に違法な建物が出来た場合、その違反是正は市民・職員にとっても膨大な労力が必要となる（時には建物の解体まで生じる場合がある。）

従って、上記（2）のように、現況地の情報把握のために地番現況図と登記情報を参考にしたい。

2．利用による効果

(1) 既存宅地の確認

上記①のように、地目変更や証明されていない土地が合筆されていないか確実に確認する必要がある場合、登記簿謄本が必要となる。現在はその都度登記簿謄本を要求しているが、そのための時間がかかり迅速な判断ができない。登記地目や登記地積をGISシステムにより閲覧できるようになれば、証明書上の地積と登記地積を比較することで、証明書発行日以降の登記状況が把握できるため、事務効率を向上することができる。

また、④についても、最終的な申請段階では、申請者に重ね合わせ図を作成してもらうこととなるが、地番現況図を参考にすることで、既存宅地かどうかの初歩的な判断が短時間でできるので、事務効率を向上することができる。

(2) 現況地の情報把握

窓口に来る相談者も登記簿や字図等の確認できる資料を必ず持参するとは限らず、実質的な相談を何もしないまま、資料持参の上、再度の来庁を促したり、他法令関係の課へ先に行って貰った方が効率的な場合もある。

当課で情報を確認できるのであれば、適切なアドバイスができ、市民サービス及び事務効率を向上することができる。

(3) 建築基準法関連について（確認申請等）

上記（2）と同じく、当課で情報を確認できるのであれば、適切なアドバイス及び審査ができるようになり事務効率を向上することができる。

資料 3

様式第３号（第４条関係）

個人情報目的外利用申請書

１９年２月１３日

資産税課長　益田　義人　様

管財課長　渡邊　一馬

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	普通財産管理業務
個人情報の内容	地番現況図（形状及び地番） 登記地目 登記地積
利用業務名及び利用目的	別紙のとおり
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号を適用 第１号に該当する場合の根拠法令等 （　　）
利用区分	■電子計算機処理に係る保有個人情報 □手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	１９年　４月　１日　～　　年　　月　　日
利用方法	■継続事務（経常）　□継続事務（定例）　□臨時事務

別紙

１．利用の目的及び理由、利用方法

佐賀市公有財産規則第３２条に「３年ごとに台帳価格を改定しなければならない。」とあり、利活用の目的のない普通財産についても売却を含めた処分を行っていることから、常に財産を把握しておく必要があります。

よって、ＧＩＳ導入に伴い管財課でも普通財産図を作成し、台帳としても管理する予定です。その作成にあたり土地の地番、地積、地目、形状の確認に利用したいと考えております。

また、普通財産以外にも法定外公共物（機能を失った里道、水路）を含めた払い下げ価格の問い合わせも度々あっていますことから、市民サービスの一環として地番や形状等から路線価をＧＩＳで確認し、迅速に対応できるようにしたいと考えております。

２．利用による効果

登記情報、地番現況図を確認できると、ＧＩＳ上での普通財産図を作成し、台帳管理する際に、効率的な作成につながると考えます。

また、市民や他課の職員からの問い合わせに早急に対応でき、市民サービスの向上にもつながると考えます。

資料 4

様式第３号（第４条関係）

個人情報目的外利用申請書

平成１９年 ２ 月 ９ 日

資産税課長　益田　義人　様

下水道企画課長　　河野　良治　印

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	下水道受益者負担金（分担金）賦課徴収事務
個人情報の内容	地番現況図の形状、地番、登記地目、登記地積
利用業務名及び利用目的	受益者負担金（分担金）の賦課業務を行う際に、地番現況図を参考として利用したいため。（別紙）
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第 5 号を適用 第１号に該当する場合の根拠法令等 （　　）
利用区分	■電子計算機処理に係る保有個人情報 □手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成１９年 4 月 1 日 ～平成　　年　月　　日
利用方法	■継続事務（経常）　□継続事務（定例）　□臨時事務

別紙

1．利用による効果

① 土地の現況確認が把握できるため、適正な賦課ができ事務の軽減を図ることが期待できる。

② 下水道設置に係る所有者等の調査を行うため、法務局へ出向く手間が解消され、作業に要する時間を短縮することができる。

③ 下水道へ接続可能となる家屋への通知を行う際、所有者調査の正確性が高まる。

④ 資産税課における公用交付に伴う事務負担が軽減される。

資料 5

様式第3号(第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成１９年　２月　９日

資産税課長　　益　田　　義　人　　様

河川砂防課長　　門　畑　　真　　印

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	河川水路管理業務
個人情報の内容	地番現況図
利用業務名及び利用目的	河川水路の工作物設置・占用許可等の管理業務を行う際に、地番参考図を参考資料として利用するため
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第８条第１項第５号を適用
	第１号に該当する場合の根拠法令等 ( )
利用区分	□電子計算機処理に係る保有個人情報 □手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成１９年　４月　１日　～ 平成　　年　　月　　日
利用方法	□継続事務(経常)　　□継続事務(定例) □臨時事務
利用効果及び利用方法	現在、字図を利用しているが、判断に迷うときもある。そこで、字図と航空写真とを基に作成された、地番現況図を参考資料として利用することにより、より正確な判断が可能となる。あくまでも、参考資料としての利用を考えている。